

三好市高齢者等タクシー利用助成事業

三好市に居住する高齢者等が、日常生活に必要な外出にタクシーを利用する場合に、その利用料金の一部を助成します。

○対象者（次の1～3の要件を全て満たす方が対象です。）

※施設に入所している方または継続して入院している方は対象となりません。

- 1、三好市に住所があり在宅生活をする方で、次のア～ウのいずれかに該当する方
 - ア 65歳以上の高齢者
 - イ 重度の障害を持つ方
身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A判定、
精神障害保健福祉手帳1級・2級、障害年金1級・2級を受給する者
及び児童
 - ウ 生活保護受給者
- 2、交通手段を持たない方（自動車・二輪車・原付等の運転免許を所持しない）
（対象者が児童の場合は、その保護者）
- 3、市税の滞納がない方（対象者が児童の場合は、その保護者）

◆特例：運転免許を返納し、運転経歴証明書の発行を受けた方に対し1回のみ3000円分のタクシー利用券を支給します。
（後日郵送、過去に支給された方は該当しません）

○申請窓口

三好市役所長寿・障害福祉課、またはお住まいの各支所窓口にて、申請及びタクシー利用券の購入ができます。

○ご利用になるには

申請

・三好市長寿・障害福祉課もしくはお住まいの支所の窓口にて申請してください。（本人確認書類、免許返納時には返納証明、特例には運転経歴証明書が必要です。）

決定

・利用決定となった方には、登録証が交付されます。（別世帯の家族等が代理申請した場合は、別途、本人宛に郵送交付します。）

交付

・三好市長寿・障害福祉課もしくはお住まいの支所の手続き窓口に登録証を提示し、タクシー利用券の交付を受けてください。

使用

・タクシー（ただし、指定事業者のみ）を利用する際に、登録証を提示することにより、タクシー利用券を使用することができます。

指定タクシー業者一覧

(50音順 ★は介護タクシー)

2023年11月更新

事業者名	所在地	電話番号
株式会社 池田タクシー	池田町	72-3740 0120-72-3740
有限会社 祖谷溪タクシー	西祖谷山村	87-2017
有限会社 かずら橋タクシー	西祖谷山村	87-2013
有限会社 川口タクシー	山城町	86-1221 84-1225
三和タクシー	三野町	77-2538 0120-77-2538
★介護タクシー なでしこ	井川町	0883-70-0317 090-8799-0745
★介護福祉タクシー 西井川	井川町	0120-86-2878
★有限会社 マダムエイド	池田町	72-2770
三嶺タクシー	東祖谷	88-2420
三縄タクシー 有限会社	池田町	74-0057
三好市タクシー協業組合	池田町	72-3300
★介護タクシー 悠和	山城町	86-1218
株式会社 タツミサポート すだちタクシー	池田町	72-2120

◆タクシー利用券を購入・使用する際は、登録証を忘れずお持ちください。

◆タクシー利用券は、交付された本人以外には使用できません。

◆タクシー利用券の有効期限に注意し、期間内にご使用ください。

◆タクシー利用券を紛失された場合は再発行できませんので、
大切にお取扱いください。

◆有効期間内のタクシー利用券をお持ちの方が、転出・施設入所・長期入院・死亡等された場合は、残ったタクシー利用券と登録証、印鑑、振込希望する通帳を持参のうえ、交付窓口にお届けください。個人負担分をお返しいたします。

◆上記以外(使わない・残った等)の場合は、お引き取りできませんので、ご了承ください。

○お問い合わせ・申請窓口（申請の方法・タクシー利用券交付額などの相談）

三好市役所

長寿・障害福祉課

電話 0883-72-7612

